

提出書類の見本

※太枠で囲んだところの金額が保険料算定の基礎となります。

▼ 申告納税の方は、下図のような通知書(京都市の場合)

▶ 他の市町村も同様に、所得金額や年税額等の記載ページを一括提出してください。

平成25年度 市民税・府民税 納税通知書 兼 税額決定通知書

年 税 額

内給非特別徴収税額	内年金特別徴収税額	内普通徴収税額
100,000	50,000	30,000

課税標準額と算出所得額

所得の種類	課税標準額	市民税	府民税
ア 総所得	1,000,000	100,000	100,000
イ 山林・退職所得	100,000	10,000	10,000
ロ 分離長期譲渡所得	500,000	50,000	50,000
ハ 株式等譲渡所得	100,000	10,000	10,000
ニ 土地等配当所得	100,000	10,000	10,000
ホ 先物取引所得	100,000	10,000	10,000

税額控除等

課税標準額	市民税	府民税
800,000	80,000	80,000

納税額

納税額	市民税	府民税
130,000	130,000	130,000

1枚目 3枚ともご提出ください!

市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

- 口座振替は、納付書の裏面に記載の金融機関、全国のゆうちょ銀行直営店及び郵便局で取り扱っています。
- 「京都市市税口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関の窓口でお申し込みください。(依頼書は市内の金融機関、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局の窓口にあります。)
- お申し込みの際には、納税通知書や領収証書などの納税者コードがわかるもの、預貯金通帳及び通帳届出印を御持参ください。
- 口座振替についてのお問い合わせは、行財政局税務部納税推進課(電話 075-213-5466)へ。

平成25年度 市民税・府民税 課税明細書(1)

所得金額	所得控除額
総所得 1,000,000	所得控除 100,000
山林・退職所得 100,000	所得控除 10,000
分離長期譲渡所得 500,000	所得控除 50,000
株式等譲渡所得 100,000	所得控除 10,000
土地等配当所得 100,000	所得控除 10,000
先物取引所得 100,000	所得控除 10,000
所得金額等の合計	所得控除等の合計
800,000	80,000

平成25年度 市民税・府民税 課税明細書(2)

課税標準額と算出所得額	市民税	府民税	
所得の種類	課税標準額	市民税	府民税
ア 総所得	1,000,000	100,000	100,000
イ 山林・退職所得	100,000	10,000	10,000
ロ 分離長期譲渡所得	500,000	50,000	50,000
ハ 株式等譲渡所得	100,000	10,000	10,000
ニ 土地等配当所得	100,000	10,000	10,000
ホ 先物取引所得	100,000	10,000	10,000

税額控除等

課税標準額	市民税	府民税
800,000	80,000	80,000

納税額

納税額	市民税	府民税
130,000	130,000	130,000

3枚目

▼ 給料制で源泉徴収の方は、下図のような通知書

平成25年度 給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	課税標準額	市民税	府民税
給与収入	1,000,000	100,000	100,000
給与所得	800,000	80,000	80,000
その他の所得	200,000	20,000	20,000

税額控除等

課税標準額	市民税	府民税
600,000	60,000	60,000

納税額

納税額	市民税	府民税
120,000	120,000	120,000

▼ 非課税または紛失された方は、下図のような証明書

市・府民税課税証明書

納税義務者 在 居 氏 名

年度 平成25年度

所得の種類	課税標準額	市民税	府民税
総所得	1,000,000	100,000	100,000
所得控除	100,000	10,000	10,000
課税標準額	900,000	90,000	90,000

納税額

納税額	市民税	府民税
0	0	0

お願い
65才以上の方で特別徴収税額通知書の提出となる方は、申し訳ございませんが「課税証明書」の提出をお願いします。
理由：年金収入が反映されない場合があり、総所得金額が確定できないため。

上記のとおり証明します。
平成 年 月 日
京都市〇〇区長 ○〇 ○〇